

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年2月21日（平成30年（独情）諮問第11号）

答申日：平成30年11月21日（平成30年度（独情）答申第44号）

事件名：特定学校教育改善推進室が主催した教育改善活動に関する会議の議事録（特定年度特定シラバス関係）等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 教育改善推進室が主催した教育改善活動に関する会議の議事録
（平成25年度特定シラバス関係）

文書2 平成24年度の特定科目のシラバスに関する検討記録（議事録
以外でシラバスの検討状況が確認できる記録）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月22日付け特定高専総第206の3号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定通知書の不開示理由の付記が不十分であり、行政手続法14条の規定の趣旨に基づいて、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに請求者の不服申立てへの便宜を図る観点から、丁寧な不開示理由の付記を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「法人文書不開示決定通知書」（原処分）に記載された不開示理由だけでは、開示請求を行った「教育改善推進室が主催した教育改善活動に関する会議の議事録」及び「平成24年度の特定科目のシラバスに関する検討記録」が機構の不作為で作成されなかった文書だったのか、機構において業務上は作成される必要がなかった文書だったのかで、結果として不開示とされた文書に大きな違いがある。常識的には、独立行政法人である機構の適切かつ円滑な運営上、議事録は会議での決定事項等の組織内での情報

共有の観点から、本来は作成されるべき文書であると考えられることから、今回の不開示となった文書が不存在であることは不自然であり、不開示理由に丁寧な説明を付記する必要がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求のあった法人文書の名称

- (1) 教育改善推進室が主催した教育改善活動に関する会議の議事録（平成25年度特定シラバス関係）
- (2) 平成24年度の特定科目のシラバスに関する検討記録（議事録以外でシラバスの検討状況が確認できる記録）

2 開示決定についての考え方とその理由

開示請求のあった文書は、文書を作成していないため、不開示とした。教育改善推進室の会議は、業務担当者同士の話し合いのため、議事録は存在しない。

なお、室の報告等については、教務委員会にて行い、教務委員会の議事として記録している。

また、上記同様に平成24年度の特定科目のシラバスに関する検討記録（議事録以外でシラバスの検討状況が確認できる記録）についても存在しない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月22日 審議
- ④ 同年11月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、文書が不存在であることは不自然である等として、本件対象文書の特定を求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書1について

本件開示請求は、特定高等専門学校に係るものの開示請求であり、同校の教育改善推進室は、教育の改善活動に対して組織的・継続的

に支援し、教授方法の改善・向上を促進することを目的として、平成25年度まで設置されていた組織であるが、事実上、教育課程の編成及び改廃に関する事等について校長の諮問に応じて審議する同校の教務委員会のワーキンググループのような位置付けにあったものである。

当該教育改善推進室において検討した結果は、教務委員会に提出する報告資料等に全て落とし込まれているため、同室の室員の間で検討過程の情報を共有することを目的として議事録等を作成する必要はなく、実際にも作成していない。

また、本件諮問に際して、改めて校内の書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

イ 文書2について

審査請求人が開示を求めている文書は、特定高等専門学校の教育改善推進室における平成24年度の特定科目のシラバスに関する検討記録（議事録以外でシラバスの検討状況が確認できる記録）であると理解している。

当該教育改善推進室の業務は、特定高等専門学校教育改善推進室規程3条において、①教育方法の評価と改善に関する事、②教育技術の向上に関する事、③研修に関する事、④教育貢献評価方法の調査研究に関する事、⑤カリキュラム改革に関する事及び⑥その他教育改善の推進に関する事と定められていたが、当時、同室が関与していたシラバス作成に係る業務は、(i)シラバスの様式（記載例を含む。）の案の作成及び(ii)教務委員会において(i)の様式を決定した後の各科目担当者へのシラバス作成依頼の2つだけであった。

このように、教育改善推進室において個別の科目のシラバスの内容を検討することはなかったため、同室におけるシラバスの検討状況が確認できる記録は作成していない。

また、本件諮問に際して、改めて校内の書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、不開示決定通知書の不開示理由の付記について不十分である旨主張するところ、不開示決定通知書には不開示理由として「作成していないため」と本件対象文書が存在していない原因について最低限の記

載はされているところであり、これが不備のある違法なものとはまではいえない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司